

第2章 施策の展開

施策1 子どもたちの人間形成の基礎づくりの支援

【現状と課題】

- ・ 幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成や「生きる力*」の基礎を培う重要なものです。幼稚園では、発達の段階に応じた教育課程を編成し、生活や遊び等の直接的、具体的な体験活動を通して、豊かな学びにつながる保育を行っています。
- ・ 基本的な生活習慣が身に付いていない、自分の思いを言葉にできないなど実年齢よりも気持ちが幼い幼児が増加しています。
- ・ 園生活において、基本的な生活習慣の習得やコミュニケーション能力の育成、自分で考えて行動する力、気持ちをコントロールする力など自立に向けての取組みが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 基本的な生活習慣の習得を図ります。
- ・ 「食」の大切さや楽しさを習得させます。
- ・ 友だちとの遊び等を通して、人とのかかわり方を体得させます。
- ・ 自分の力で行動し、できた喜びを味わうことを通して、自立心を養います。
- ・ 自分の気持ちを言葉で表現し、相手に伝わった喜びを味わうことを通して、コミュニケーション能力をはぐくみます。

【主な取組み】

1 基本的な生活習慣の習得に向けた指導

- (1) 基本的な生活習慣の習得ができるよう、家庭生活の状況を把握し、保護者との連携を強化します。
- (2) 身の回りの後始末や後片付けを自分からできるよう指導しながら、幼児が自分で考えて行動する力を身に付けさせます。

2 食育の推進

- (1) 野菜の栽培や収穫等の体験を通して、食べ物に対する興味・関心を高めます。
- (2) 栄養士による食育指導や、友だちと一緒に食事をする楽しさを通じて、食事に対する意識の向上を図ります。

3 コミュニケーション能力の育成や自立心の育成

- (1) 教員との信頼関係を基盤とし、幼児が安心して生活できる環境を整えます。
- (2) 幼児同士の自己主張のぶつかり合いや、葛藤等の体験を重ねながら、友だちとのかかわりを深められるよう支援します。

- (3) 生活や遊びの中で幼児が主体的に考えて取り組めるような環境を整え、自立心を養います。
- (4) コミュニケーション能力の育成を図るため、基本的なあいさつや、園生活に必要な言葉を表現できるようにします。



栄養士による食育指導 《市立幼稚園》



園庭遊びの様子 《市立幼稚園》

施策2 小学校との連携

【現状と課題】

- ・園児や小学生による相互訪問や教員間の交流、連携を図る取組みを進めています。
- ・幼稚園生活から小学校生活への切り替えが、入学当初にスムーズにできない幼児が多く見られます。
- ・小学校入学にあたり、幼児一人ひとりの特性に関する情報を共有するため、教員間の連絡会や指導要録*の送付を行っています。

【施策の方向性】

- ・幼稚園と小学校が連携して、幼児の発達や学びの連續性を相互理解し、小学校への円滑な接続を図ります。
- ・幼稚園から小学校への円滑な接続のために、アプローチカリキュラム*を作成し、小学校生活を意識した保育を行い、無理なく移行できるようにします。

【主な取組み】

1 子どもの交流活動の推進

- (1) 幼児と小学生が触れ合う交流会を設定し、小学校生活への期待や具体的なイメージをもてるようになります。
- (2) 小学校を訪問して施設や学習の様子を見学する機会を設定します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備 考 |
|---------------|----|-----------------------------|-----------------------------|----------|
| 幼稚園と小学校の交流活動※ | 回 | 22 | 28 | 市立・私立幼稚園 |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 教員間の連携強化

- (1) 幼稚園から小学校への円滑な接続へ向けて、幼稚園・小学校連絡会*を開催し、情報交換を行います。
- (2) 交流活動や保育・授業参観等を通して、教員間の相互理解を深めます。

施策3 教員の資質・能力の向上

【現状と課題】

- ・ 埼玉県の幼稚園教員研修、民間研修など様々な研修会に積極的に参加し、教員の資質・能力の向上を図っています。
- ・ 幼児の実態に即した研究課題を設定し、園内研修を通して、教員の指導力向上を図ります。

【施策の方向性】

- ・ 研修内容を充実させ、教員の資質・能力の一層の向上を目指します。

【主な取組み】

1 教員研修の充実

- (1) 幼児の実態を踏まえ、一人ひとりの成長につながる保育指導となるよう計画的な園内研修を設定します。
- (2) 園外の研修や研究協議会に参加する機会を設定し、保育に関する様々な情報の収集に努めます。
- (3) 新幼稚園教育要領*の趣旨を踏まえた教育課程に基づき、教員の資質・能力の向上を図れるよう、研修内容の充実を図ります。



埼玉県国公立幼稚園教員研修（指導力向上研修）

施策4 保護者への支援体制の充実

【現状と課題】

- ・ 子育てへの不安、愛情の示し方がわからない、過保護等、家庭の教育力の低下が見られることから、保護者への支援体制を整える必要があります。
- ・ 核家族化、少子化等により、身近に相談できる人が少なくなり、子育て中の保護者が悩みを抱え込みやすい傾向があります。
- ・ 幼稚園と保護者が一体となり、子どもを育していくという認識のもと、保育参加の機会を設け、保護者が同年齢の幼児に触れ、視野を広げる機会を増やす必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 保護者が子育てに関する相談ができる環境を作り、家庭の教育力の向上につなげ、幼児教育に効果的に反映できるよう支援体制を整えます。
- ・ 保護者同士でコミュニケーションを図る機会を設けることで、子育ての悩みや不安を軽減できるようにします。
- ・ 保護者への支援体制を整え、幼児教育のニーズに対応するために、多様な保育サービスを実施します。

【主な取組み】

1 保護者が参加できる幼稚園行事や保育活動等の充実

(1) 幼児期の発達の特性を理解し、保護者間でコミュニケーションを図る機会となるよう園行事を計画的に実施します。

(2) 保護者が普段の保育活動に参加し、教員の幼児にかかる様子を見たり、クラスの幼児と接したりできる機会を設定します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備 考 |
|-------------|----|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| 保護者の保育参加の機会 | 回 | 各園8 | 各園8 | |

2 教育時間外の保護者支援

(1) 市立幼稚園在園児の保護者の子育て支援とともに、幼児の心身の健やかな発達を図るため、教育時間終了後等に希望者を対象に預かり保育*を実施します。

3 子育てについての相談の場の提供

(1) 保護者が教員に相談できる体制を充実させます。

4 「3つのめばえ*」の活用

(1) 小学校、幼稚園、家庭において、埼玉県が示す子育ての目安「3つのめばえ」を共通理解するとともに、連携して取り組む体制を築きます。

5 3年保育の検討・実施

(1) 多様化する幼児教育のニーズに対応するため、市立幼稚園における3年保育の実施に向けて検討します。



保護者の保育活動への参加（カルタ遊び）



保護者の保育活動への参加（ドッジボール）

施策5 幼稚園と保育所の連携

【現状と課題】

- ・ 子育てをめぐっては、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実等が求められています。
- ・ 子ども・子育て支援新制度*への移行に伴い、より一層の幼保一体化への取組みが求められています。
- ・ 交流や情報交換の場を増やし、幼稚園と保育所が連携し幼児期の教育の向上を図る取組みが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 幼稚園・保育所の相互理解を深めて協力し合い、かつ、それぞれの役割を担いながら、充実した幼児教育の実現を目指します。

【主な取組み】

1 幼保一体化事業*の充実

- (1)中央幼稚園と中央保育園分園共通の指導計画のもと、幼保合同保育を進めます。
- (2)幼稚園と保育所が培ってきた保育方法や内容を学び合い、幼児期の教育の向上を図るための連絡会議を開催します。



中央幼稚園と中央保育園分園による合同園外散歩

施策6 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- ・ 特別な支援を要する幼児も同年齢の集団の中で生活することを通して、お互いに認め合い育ち合う姿があります。
- ・ 近年では児童発達支援施設*と併行して幼稚園に通う幼児もいます。
- ・ 特別な支援を要する幼児の状況や人数に合わせて補助教員を配置するなど、指導体制の充実を図っています。
- ・ 個に応じた指導ができるよう教員が専門的な知識の習得をすることが必要です。
- ・ 専門機関との連携を強化し支援体制を充実させることが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 特別な支援を要する幼児に対して理解を深め、一人ひとりに応じた個別の支援計画を作成し適切な支援ができる体制を整えます。

【主な取組み】

- 1 特別な支援を要する幼児の特性に応じた指導方法の推進
 - (1) 家庭や医療機関、福祉機関等との連携を強化し、幼児一人ひとりの特性に応じた教育を推進します。
- 2 支援体制の強化
 - (1) 研修の内容や機会を充実させ、教員の指導力の向上を図ります。
 - (2) 個別の支援計画の作成や「サポート手帳*」の活用を通して、幼児に対する指導方法の共通理解を図ります。
 - (3) 特別な支援を要する幼児の状況に応じて、補助教員を配置し、支援体制を強化します。

基本目標2 「総合的な人間力」を育成する学校教育の充実

施策1 学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ教育の充実

【現状と課題】

- 各学校では学習指導要領*の趣旨を生かした特色ある教育活動に取り組んでおり、基礎的・基本的な学力の定着を図る指導とともに、体験的な活動や言語活動を充実させることにより児童生徒の学び合いを重視し、思考力・判断力・表現力の育成を図っています。
- 平成28（2016）年度埼玉県学力・学習状況調査*の結果では、本市の児童生徒の学力は県平均正答率を概ね上回っていますが、一人ひとりの学力を保証するため基礎的・基本的な学力の定着が図られるよう丁寧な指導を徹底するとともに、自ら主体的・計画的に学ぶ態度や、論理的な思考力や表現力等を身に付けることにより、さらなる学力の向上に取り組む必要があります。
- 少子高齢化、グローバル化の進展、ＩＣＴ*機器や人工知能の進化を背景に、社会の変化が加速度を増し、未来を予測することが困難な時代において、子どもたちに必要な資質・能力を育成するためには、毎日の授業では、「何ができるようになるか」を明確にし、「何を学ぶか」という学習内容と、「どのように学ぶか」という学びの過程を組み立てた授業改善が必要です。また、児童生徒が、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの中時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、教員も自ら学び、教科横断的な学習や「主体的・対話的で深い学び*」の充実を図ることが必要です。
- 各学校が児童生徒の実態を踏まえ、常に指導方法の工夫・改善を図り、研究・実践を重ねることで、さらなる学校の教育力の向上を目指す必要があります。

【施策の方向性】

- 学習指導要領の着実な実施に努め、児童生徒一人ひとりの「学ぶ意欲と確かな学力」の育成に向け、基礎的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度が身に付くよう「楽しく、わかる」授業の充実を図ります。
- 児童生徒の学習状況を把握し、児童生徒一人ひとりに応じ最後まで見届けるきめ細やかな指導を推進します。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた「学びの改革」を推進します。
- 小・中学校9年間を一貫した教育を推進します。
- 国際社会で活躍できるコミュニケーション能力の育成のための教育を推進します。

【主な取組み】

1 学力向上を目指した教育の展開

- (1) 学習指導要領*の趣旨を生かした教育の今日的な課題について効果的な推進を図るため、研究委員会を開催します。
- (2) 全国学力・学習状況調査*、埼玉県学力・学習状況調査*、久喜市ステップアップテスト等の分析を踏まえ、課題に合わせた学力向上の取組みを実施し、学校を支援します。
- (3) 児童生徒一人ひとりの学力を伸ばす教育を推進するため「学習支援カルテ*」を活用した取組みを各学校で実施します。
- (4) 各学校における学校教育課題の解決に向けた研修を支援します。また、研究委嘱*による2年間の委嘱校の研究成果を市内小・中学校に広め、各学校の学力向上や指導法の改善等に生かします。
- (5) 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導のため、少人数指導*や習熟度別指導*、補充的指導等による個に応じた指導を進めます。
- (6) 家庭学習や基礎学力の定着に課題を抱える中学生を対象に、地域の人材等を活用した学力アップ教育推進事業による放課後等学習支援を実施します。

2 「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた「学びの改革」の推進

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」におけるタブレット端末等のＩＣＴ*機器の活用方法や効果について検証し、優れた授業の蓄積に取り組みます。
- (3) 教育センターに教育資料を配架し、教員同士が学び合うネットワークを構築するとともに、教育資源を蓄積・活用します。

3 小・中学校9年間を一貫した教育の推進

- (1) 義務教育9年間を見通した目指す児童生徒像、教育課程を中学校区で共有し、児童生徒の学びを充実するという観点から、小学校と中学校の一貫した教育を推進します。
- (2) 教員が中学校区内の小・中学校において授業ができるよう「兼務発令」を行い、教科指導等の充実を図ります。

4 國際社会で活躍できるコミュニケーション能力の育成のための教育の推進

- (1) 小学校5・6年生での英語教育や3・4年生での外国語活動を充実させるとともに、発達の段階に合わせた小学校1・2年生での外国語活動を実施できるよう、外国語指導助手*（ＡＬＴ）を適切に配置します。
- (2) 中学校では「外国語（英語）」の授業は英語で行うことを基本とし、生徒が英語に触れる機会を充実させるとともに、授業を実際のコミュニケーションの場としていきます。
- (3) グローバル化に対応するため、語学力を身に付けるとともに、積極的にコミュ

ニケーションを図り、自信をもって可能性に挑戦する力を育成します。

- (4) 本市と姉妹都市提携をしているアメリカ合衆国オレゴン州ローズバーグ市との久喜市中学生国際親善交流事業を通して、国際社会への理解を深め、世界で活躍できるコミュニケーション能力を育成します。

5 環境・キャリア教育*等、多彩な指導の推進

- (1) 主体的に環境保全活動を実践する態度を養うため、学校の教育活動全体を通じた環境教育を推進します。
- (2) 児童生徒が生き方や働き方についてしっかりとした考え方をもち、明確な目的意識をもって主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。

6 情報通信ネットワークを活用した学習、プログラミング教育*、情報モラル*教育の推進

- (1) ICT*機器、デジタル教科書を活用し、わかりやすい授業を推進します。
- (2) プログラミング的思考の育成のため、プログラミング教育に関する指導事例集や教材の開発、ICT機器の環境整備や教員研修に取り組みます。
- (3) ICT機器の利便性と危険性の両面を正しく理解し活用できる児童生徒の育成を図るために、情報モラル研修を実施します。

7 理数系人材の育成

- (1) 観察・実験を通じた科学的に調べる能力や態度を育てる理科授業の充実のため、小学校に理科支援員を配置します。
- (2) 理数系人材の育成に向けて教員の指導力向上のための研修を実施します。



小学校の授業風景

施策2 豊かな人間性をはぐくむ教育の充実

【現状と課題】

- ・ 社会の変化に伴い、規範意識の低下や人間関係の希薄化、児童生徒の自己肯定感の低下等が指摘され、それらをはぐくむ家庭や地域社会の教育力の向上が求められています。
- ・ 保護者及び教職員へのアンケート「子どもたちや教育について課題と感じることについて」の結果では、いずれも「子どもたちの道徳心や規範意識などの低下」の割合が高くなっています。
- ・ 人間としてのよりよい生き方を身に付け実践できる児童生徒の育成を目指しています。そのためには、話し合いを通して自己の生き方について考えを深めることが大切です。
- ・ 保護者へのアンケート「あなたの子ども時代と比べて、家庭と地域のつながりが変化していると思いますか」の結果では、「つながりが弱くなっている」が小・中学校ともに50%を超えています。今後は、コミュニティ・スクール*のねらいである「地域とともにある学校づくり」に努め、地域ならではの創意や工夫を生かした学びや体験活動を充実させ、地域の一員としての自覚をはぐくむことが求められています。
- ・ 読書は、知識を深め、心を豊かにし、よりよく生きるために力になる大切なものであることから、今後も、読書活動を一層推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする「特別の教科 道徳」を要として、各学校の教育活動全体を通して道徳教育を推進し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度をはぐくみます。
- ・ 体験活動を通して道徳性や規範意識・社会性をはぐくみます。
- ・ 児童生徒が規律ある態度を身に付けるための教育を推進します。
- ・ 読書活動を推進します。
- ・ 「久喜の子ども、5つの誓い*」を通して、自ら豊かな生き方を目指す力をはぐくみます。

【主な取組み】

1 道徳教育の充実

- (1) 多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進します。
- (2) 久喜市郷土資料「本多静六*」を活用し、郷土の偉人の生き方を通して、人間としてのよりよい生き方についての考えを深める学習を開発します。
- (3) 授業研究を核とした道徳科の指導力向上研修を実施します。

2 体験活動の充実

- (1) 各学校における集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動等の体験活動を計画的に実施します。
- (2) コミュニティ・スクール*として、家庭、地域と連携し、自然体験、文化活動等の体験活動の充実を図ります。
- (3) 地域の行事等を生かした体験活動を通して、子どもたちの自尊感情、連帯感や帰属意識をはぐくむ教育を実践します。

3 規律ある態度の育成

- (1) 生徒指導推進委員会*や道徳教育の充実により、埼玉県学力・学習状況調査*「規律ある態度」に掲げられた基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 区分 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備考 |
|----------------|----|-----|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 「靴そろえ」の達成率 | % | 小学校 | 87.0 | 95.0 | 埼玉県学力・学習状況調査「規律ある態度」における達成目標 |
| | | 中学校 | 92.3 | 95.0 | |
| 「話を聞き発表する」の達成率 | % | 小学校 | 76.8 | 90.0 | |
| | | 中学校 | 73.8 | 90.0 | |

4 読書環境の充実と読書活動の推進

- (1) 学校図書館主任・司書教諭を中心に、学校図書ボランティア*の協力を得ながら、学習・情報センター*としての機能を有した学校図書館を目指します。
- (2) 朝読書、読書週間等の充実を図ることで、1日1回は読書に親しむ児童生徒を育成します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 区分 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備考 |
|----------------------|----|-----|-----------------------------|-----------------------------|--------------|
| 1日1回は読書をしている児童生徒の割合※ | % | 小学校 | 83.1 | 95.0 | 全国学力・学習状況調査* |
| | | 中学校 | 71.7 | 90.0 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

- (3) PTAや学校応援団*による読み聞かせを活用し、読書の楽しさに触れる活動を推進します。
- (4) 埼玉県立図書館及び市立図書館との連携の強化に努め、児童生徒の読書環境、学習環境の向上への取組みを推進します。

5 「久喜の子ども、5つの誓い*」の推進

- (1) 久喜市教育委員会と久喜市PTA連合会、久喜市小・中学校校長会が連携し、
「一読（一日に一回は本を読み 知識を豊かにします）」
「十笑（一日に十回は笑顔になり 友達と仲良くします）」
「百吸（一日に百回は深呼吸し 心をいやします）」
「千字（一日に千の文字を書き 考えを深めます）」
「万歩（一日に一万歩は歩き 身体を鍛えます）」
を「久喜の子ども、5つの誓い」として、学校、家庭、地域で推進します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 区分 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備考 |
|------------------------|----|-----|-----------------------------|-----------------------------|---------------|
| 「学校が好きだ」と考えている児童生徒の割合※ | % | 小学校 | 91.2 | 92.0 | 埼玉県学力・学習状況調査* |
| | | 中学校 | 92.0 | 92.0 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標



中学校の授業風景

施策3 体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実

【現状と課題】

- ・ 各学校では、体育の授業のほかに朝マラソンや休み時間等の運動等を通して、進んで運動に親しみ、基礎的な体力づくりに取り組む児童生徒の育成に努めています。しかし、学校外では、運動に親しむ機会が減少し、「運動する児童生徒」と「運動をしない児童生徒」との差が生じています。
- ・ 平成28（2016）年度の新体力テスト*の結果では、小・中学校とも立ち幅跳びに課題があります。中学校はボール投げにも課題があります。
- ・ 中学校における運動部活動は、生徒の豊かな人間性をはぐくむとともに、体力向上に大きな役割を果たしています。しかし、少子化に伴う部員数の減少により廃部となる部があることや、専門的な指導ができる教員の不足が課題となっています。
- ・ 朝食は、脳や体を目覚めさせるために重要なものです。しかし、児童生徒を対象に行ったアンケートでは、毎日朝食を食べていない児童生徒がいます。
- ・ 各学校は学校保健委員会*を中心に、児童生徒の健康づくりに取り組んでいますが、児童生徒の心身の発達・発育段階を的確にとらえ、自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 児童生徒の体力と運動能力を高めるため、学校体育の充実に取り組みます。
- ・ 「久喜市スポーツ推進計画*」に基づき生涯にわたる心身の健康保持増進や豊かなスポーツライフを実現する基礎づくりに取り組みます。
- ・ 児童生徒の健康維持を図るため、「第2次久喜市健康増進・食育推進計画*」等に基づき、適切に指導・助言するとともに、自らの健康を適切に管理する資質や能力の向上に努めます。
- ・ 「久喜市中学校部活動ガイドライン*」等に基づき、調和のとれた活動計画のもと、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図れるよう、部活動を実施します。

【主な取組み】

1 学校体育の充実

- (1) 体力向上推進委員会*を中心に、児童生徒の体力に係る課題解決に向けた指導の工夫と改善に努めます。
- (2) 新体力テストの分析結果に基づき、児童生徒の体力の向上を目指した体育授業づくりを支援します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 区分 | 平成 28 年度 (2016 年度) (現状値) | 平成 34 年度 (2022 年度) (目標値) | 備 考 |
|--|----|-----|--------------------------------|--------------------------------|-----|
| 新体力テスト※1 の 5 段階絶対評価で上位 3 ランクの児童生徒の割合※2 | % | 小学校 | 85.6 | 90.0 | |
| | | 中学校 | 86.2 | 90.0 | |

※1：握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20m シャトルラン（中学校は 20m シャトルランと持久走のどちらかを選択）・50m 走・立ち幅とび・ボール投げの 8 項目

※2：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 生涯にわたる心身の健康保持増進や豊かなスポーツライフを実現する力の育成

- (1) 児童生徒が主体的に運動する授業を推進します。
- (2) 部活動の充実を図るために、中学校の運動部活動に専門性の高い外部指導者* を派遣します。
- (3) 「久喜市スポーツ推進計画*」に基づき実施される本市の各種スポーツ事業への参加を促進し、生涯にわたるスポーツライフをはぐくみます。

3 食育の推進

- (1) 「食」に関する指導の推進を図るために、各教科・領域並びに給食指導等と関連させた学習の工夫と改善に努めます。
- (2) 「食」に関する知識や能力を身に付けるため、学校ファーム*を活用した体験活動を推進します。
- (3) 毎日朝食を食べることをはじめとする、日常生活における「食」の大切さを学習するために、栄養教諭等による指導の工夫と改善に努めます。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 区分 | 平成 28 年度 (2016 年度) (現状値) | 平成 34 年度 (2022 年度) (目標値) | 備 考 |
|--------------------|----|-----|--------------------------------|--------------------------------|---------------|
| 毎日朝食を食べている児童生徒の割合※ | % | 小学校 | 96.5 | 100 | 埼玉県学力・学習状況調査* |
| | | 中学校 | 95.4 | 100 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

4 学校保健の充実

- (1) 「第 2 次久喜市健康増進・食育推進計画*」に基づいて、各学校において学校保健計画を作成、実践し、保健主事、養護教諭等を中心に、家庭、地域、関係機関との連携を推進します。

施策4 学校における人権教育の充実

【現状と課題】

- ・ 様々な偏見や差別、いじめ、虐待などの人権に関する問題に対して、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育を推進しています。さらに、スマートフォン等を利用したインターネット上での人権侵害への対応が求められています。今後も、人権教育を一層充実し、人権を尊重する意識の高揚に取り組み、家庭や地域社会と連携を深める必要があります。
- ・ 児童生徒一人ひとりが人権に関する理解を深め、豊かな体験活動を通して、人権感覚を身に付けることが必要です。
- ・ 「差別の現実から学ぶ」を主眼とした人権教育に関する教職員研修を実施しています。今後も、学校教育における人権教育の推進・充実を目指し、教職員の資質・能力の向上を図ることが重要です。

【施策の方向性】

- ・ 学校教育における人権教育の充実を通して、児童生徒の人権意識の高揚に取り組みます。
- ・ 教職員の人権感覚の向上を図るために、指導内容等の工夫・改善に向けた人権教育の研修を実施します。

【主な取組み】

- 1 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒をはぐくむ人権教育推進体制の充実
 - (1) 教職員の人権教育に関する豊かな人権意識の高揚を図るため、人権教育研修等を実施します。
 - (2) 人権教育教職員啓発資料「あおぞら」*を作成し、教職員の人権教育推進のために活用します。
 - (3) 児童生徒の人権感覚を向上させるため、人権文集「えがお」*を作成し、道徳の授業等で活用を図ります。
 - (4) 「おはようございます」「ありがとうございます」等の心のこもったあいさつを推奨し、あたたかい人間関係を醸成します。

2 「人権感覚育成プログラム」の普及・活用

- (1) 児童生徒が、自分の人権を守り、他人の人権を守るための実践的な行動力を身に付けられるよう、人権感覚を高めるために、「人権感覚育成プログラム」を活用し、体験活動や参加体験型学習を実施します。
- (2) 「人権感覚育成プログラム」の有効的な活用について研究授業を通して研究します。

3 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

- (1) 各学校において、部落差別や障がい者差別等の人権問題を解決する力を培う研究授業、事例研修を実施し、人権教育の指導について研究を進めます。
- (2) 各学校で進めている人権教育の取組状況を共有化し、それを活用した人権教育の指導内容、指導方法等について、一層の工夫・改善を図ります。
- (3) 家庭や地域と連携し、あたたかい人間関係を醸成するとともに、思いやりの心を行動に移すことができる児童生徒を育成する指導内容、指導方法等の研究を進めます。
- (4) 各学校において、男女共同参画の視点に立った指導内容、指導方法等の研究を進めます。



学校における人権教育（道徳授業）

施策5　自立する力をはぐくむ教育の充実

【現状と課題】

- ・ 人が幸せに生きていくためには、人それぞれにあるその人固有のよさや持ち味を自覚し、それをよりよい方向へ伸ばし、より輝かせることが求められています。
- ・ 現在、各中学校では望ましい勤労観・職業観をはぐくむ社会体験チャレンジ事業*（職業体験活動）を実施しています。今後は、学校で学ぶことと社会とのつながりを意識し、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力をはぐくむ「キャリア教育*」の充実がますます重要となります。
- ・ いじめ、不登校、非行・問題行動等の未然防止・早期発見と解決に向けて、教職員間や相談員等との連携を密にした対応を行っています。今後も、学校全体で取り組むとともに、関係機関との連携を一層密にして組織的に対応していくことが求められます。
- ・ 「いじめはどの学校でも、どの子でも起こりうる」との認識に立ち、いじめの根絶のための取組みを推進するとともに、日ごろから情報収集に努め、早期対応・早期解決することが重要です。
- ・ 不登校で悩む児童生徒に対して、適応指導教室*や訪問指導において、学校復帰に向けての支援を行っています。今後も、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら個々の子どもへの支援を充実させる必要があります。
- ・ 特別支援学級や通級指導教室*では、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、きめ細やかな指導や支援ができるよう、その機能の充実を推進しています。今後は、通常の学級、通級による指導、特別支援学級において、子どもたちの十分な学びを確保し、一人ひとりの子どもの障がいの状態や発達の段階に応じた指導や支援を行う「インクルーシブ教育*」を推進することが重要です。

【施策の方向性】

- ・ 様々な体験を通して、可能性に挑戦するために必要な力をはぐくみます。
- ・ 将来の自分の姿をしっかりとと考え、夢の実現に向けて「どのような力を身に付けていけばよいのか」を考えることができるよう、学校・地域・事業所が一体となって支援します。
- ・ 学校や学級内の人間関係を整えるとともに、児童生徒の自己を見つめ考えることを大切にした生徒指導体制を確立します。
- ・ いじめ防止対策推進法に基づくいじめの防止等に関する措置を、市内小・中学校に設置した「いじめ防止等の対策のための組織」において行います。市教育委員会は「久喜市いじめ問題対策連絡協議会」において、学校・教育委員会・児童相談所・保護司会代表・警察署等と連携を図り、いじめの防止等の一層の充実を図ります。
- ・ 各種相談員を配置するとともに、学校と連携しながら、保護者からの要請に応じて、適応指導教室指導員・相談員、適応指導教室訪問指導員・相談員、心理専門員やスクールソーシャルワーカー*等が教育的支援を必要とする子どもや保護者を

支援する体制を整えます。

- 各学校において、インクルーシブ教育*を推進するとともに、特別支援学級や通級指導教室*では、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や支援ができるよう、個別の指導計画に基づいた学習活動を進めます。
- 障がいの状況に応じた教育支援体制づくりを進めるとともに、保護者への相談・支援を行う中で、不安や悩みの軽減を図ります。

【主な取組み】

1 夢と自信をもち、可能性に挑戦するために必要な力の育成

- (1) 自立を図るための主体的・能動的な力を養うために、小学校の段階から、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく体験学習を支援します。
- (2) 課題を自分たちで見い出して解決に向けて話し合う活動を重視した、「中学生サミット*」を隔年で実施します。
- (3) 「市内音楽会」や「小学校陸上競技大会」など市内小・中学生が一堂に会し、可能性に挑戦する活動の充実に努めます。

2 生き方教育としての進路指導・キャリア教育*の充実

- (1) 体験活動を取り入れた小学校におけるキャリア教育、中学校における進路指導・キャリア教育の充実に努めます。
- (2) 勤労の尊さを学び、生徒自らが自分の生き方について考え、「生きる力*」をはぐくむことを目指した、中学生社会体験チャレンジ事業*（職場体験活動）を推進します。

3 相談・指導体制の充実

- (1) 教育センター等の設置にあわせて、いじめや学習に関する相談、家庭教育・子育てに関する相談等に総合的に対応する相談体制を整備します。
- (2) 市内小・中学校に教育相談員*を、中学校にスクールカウンセラー*を配置し、中学校区内の学校が連携して様々な相談に対応する体制を整備します。また、市教育委員会に心理専門員・スクールソーシャルワーカー*を配置することによって、相談体制を充実させるとともに、不安を抱える児童生徒や保護者の相談に対応できるように福祉・医療等の関係機関との連携を強化します。
- (3) 相談技能の向上のため、教職員対象の生徒指導・教育相談中級研修会を実施します。

4 いじめの防止対策の推進

- (1) 道徳教育を中心に学校の教育活動全体を通して、人権意識の高揚を図り、いじめをしない・許さない心を育てます。
- (2) ネットいじめやネットトラブルから子どもを守る取組みを推進します。

- (3) 教職員の研修を充実させるとともに、家庭と連携し、いじめの早期発見・早期対応・早期解決に向けた取組みを行います。
- (4) 放射線等についての基礎的な性質について放射線副読本*等を用いて、児童生徒の発達の段階に応じた指導を進めます。
- (5) いじめの早期発見に向け、学校における児童生徒のアンケートを定期的に実施します。
- (6) 各学校におけるいじめ防止基本方針を保護者へ周知し、家庭用いじめ発見チェックシートの活用を推進します。
- (7) 久喜市いじめ問題対策連絡協議会において、市内小・中学校でのいじめの実態や状況の報告、各年度の取組みやその結果のまとめを協議し、連携を深めます。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 区分 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備考 |
|---------|----|-----|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|
| いじめの解消率 | % | 小学校 | 98.9 | 100 | 文部科学省生徒指導上の諸問題に関する調査 |
| | | 中学校 | 98.6 | 100 | |

※：平成28（2016）年度いじめの認知件数：小学校374件 中学校72件

※：平成25（2013）年に国が制定した「いじめの防止等のための基本的な方針」により、いじめの定義がより厳格となったことから、いじめの認知件数が、大きく増加しています

5 不登校の防止対策の推進

- (1) 小・中学校での児童生徒の出席状況を確認し、不登校の未然防止を図る指導・支援体制を充実させます。
- (2) 教職員の研修を充実させ、児童生徒一人ひとりが登校することが楽しくなるような教育活動を推進します。
- (3) 適応指導教室*や各学校の教育相談室*における相談指導体制や環境整備を図るとともに、相談技術等の向上のための研修会を実施します。
- (4) 引きこもり状態にある児童生徒への支援のため、適応指導教室訪問指導員・相談員やスクールソーシャルワーカー*を配置します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 区分 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備考 |
|-----------------------------|----------|-----|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|
| 不登校児童生徒数 (市内全児童生徒に対する割合) | 人 (%) | 小学校 | 18(0.25) | 13(0.20) | 文部科学省生徒指導上の諸問題に関する調査 |
| | | 中学校 | 68(1.82) | 51(1.39) | |

6 非行・問題行動の防止対策の推進

- (1) 各学校の生徒指導推進委員会*の活動を通して、学校・家庭・地域と一体となった積極的な生徒指導を推進します。
- (2) 教職員研修を充実させ、社会の中で自分らしく生きることができる児童生徒の

育成のため生徒指導・教育相談活動を推進します。

- (3) 各学校での非行防止教室*や薬物乱用防止教室*の開催を通して、非行・問題行動の防止対策を推進します。

7 インクルーシブ教育*体制の整備・充実

- (1) 特別支援教育*に関する研修を充実させ、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援を図ります。
- (2) 心理専門員や特別支援教育指導員を配置し、就学相談・発達相談を充実させます。
- (3) 教員が児童生徒一人ひとりの個に応じたよりよい対応の仕方を習得するため、特別支援教育巡回指導を実施します。
- (4) 通級指導教室*の運営と指導を充実させます。
- (5) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況に応じて、教育活動指導員・教育活動支援員・教育活動看護支援員を配置し、支援体制を強化します。
- (6) 「個別の支援計画・指導計画」や「サポート手帳*」の活用を推進します。
- (7) 特別支援学校のセンター的機能を活用するとともに、支援籍学習*を充実させます。

8 就学支援・相談の充実

- (1) 就学支援委員会を中心に、児童生徒の状況や発達の段階に応じて適切な就学支援を推進します。
- (2) 心理専門員、特別支援教育指導員やスクールソーシャルワーカー*と関係機関が連携した個別の就学相談や教育相談を通して、適切な就学支援を推進します。

9 日本語指導の推進

- (1) 日本語を理解することが困難な状況にある児童生徒に対して、日本語指導を行う日本語指導員を配置します。
- (2) 各学校では、誰にでもわかりやすく安心して参加できる教育環境を作るため、ユニバーサルデザインの授業*を実践します。

10 教育センターの整備

- (1) 心理専門員や特別支援教育指導員を配置し、就学相談・発達相談を充実させます。(再掲)
- (2) 心理専門員、特別支援教育指導員やスクールソーシャルワーカーと関係機関が連携した個別の就学相談や教育相談を通して、適切な就学支援を推進します。(再掲)
- (3) 教育を取り巻く環境の変化や時代に合わせた内容の変化に対応するため、教職員の研修を充実させます。

施策6 安全教育の充実

【現状と課題】

- ・ 東日本大震災等の教訓を生かし、様々な機会を通して、子どもたちの安全・防災教育を進めています。防災に対する意識を常に高くもち、災害時にも主体的に判断・行動できる児童生徒の育成を目指していく必要があります。
- ・ 学校における危機管理体制の充実が求められています。あわせて、教職員の危機管理能力の向上を図ることが必要です。
- ・ 各学校では、交通事故防止のための教育を進めてきましたが、市内において児童生徒が交通事故の被害に遭う、又は加害者になってしまう事案が発生しています。今後も、児童生徒への交通安全指導の充実が一層求められています。
- ・ 全国で不審者による事件が後を絶ちません。各学校では「防犯教室」を実施し、児童生徒自身が防犯について理解を深められるよう取り組んでいます。今後も、より一層の防犯体制の強化と児童生徒の危機回避能力の育成に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 災害発生時にも主体的に判断・行動できる能力を育成するため、避難訓練を計画的に実施するなど、より実践的な防災教育を推進します。
- ・ 児童生徒の交通事故「ゼロ」の実現に向けて、発達の段階に合わせた交通安全教育の充実を図ります。
- ・ 学校における危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に努めます。
- ・ 教職員の安全・防災教育に関わる研修の充実、各学校の情報交換の場の設定等を推進します。
- ・ 久喜市地域防災計画*をもとに、関係機関と連携を図り、市内小・中学校における避難所開設の準備や初期段階に係る避難者の受け入れ協力を推進します。
- ・ 家庭・地域と連携して、地域全体で児童生徒の安全を守る体制のより一層の充実を図ります。

【主な取組み】

1 児童生徒の危機回避能力の育成

- (1) 災害発生時に、主体的に判断し、より安全な行動が実践できる児童生徒の育成を目指し、学校における実践的な災害対策訓練を計画的に実施します。
- (2) 社会の構成員としての自覚を深めるとともに、「共助」の精神をはぐくむために、「助けられる側」から「助ける側」の視点をもった安全教育を、体育や道徳、特別活動の時間等で展開します。

2 交通安全教育の充実

- (1) 児童生徒の交通事故「ゼロ」を目指し、警察機関等と連携した交通安全教室を各学校で取り組みます。
- (2) 安全教育についての指導計画を充実させ、道徳や特別活動の時間において、交通安全に係る学習を計画的に実践します。

3 学校の危機管理体制の整備・充実

- (1) 学校における学校防災マニュアルを整備し、全教職員の危機管理能力を高め、迅速かつ適切な対応に努めます。
- (2) 児童生徒が危機回避能力の基礎を身に付けるため、各学校の防災計画や危険等発生時対処要領（防災マニュアル）を適宜改善し、それを活用した避難訓練等を計画的に実施します。
- (3) 保護者・地域と連携して児童生徒の安全を守るための実践について、市内各学校の取組みを情報交換・共有し、優れた実践を広げます。

4 防災に係る教職員の研修の実施

- (1) 教職員の研修を通して安全教育・防災管理を中心とした学校における危機管理能力の向上を図り、児童生徒の安全の確保に努めます。



災害図上訓練の様子

施策1 教職員の資質・能力の向上

【現状と課題】

- 教育に対する情熱と使命感をもち、優れた指導力を兼ね備えた教員を確保するため、埼玉県教育委員会と連携した研修及び市教育委員会独自の研修を計画的に実施しています。今後多様化する様々な教育課題に対応するためには、教職員が意欲的に学ぶ姿勢をもち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を生涯にわたって高めていくことが必要です。さらに「教職員評価システム*」の活用により、教職員の資質及び能力の向上を図り、学校の教育力を高めることが必要です。
- 教員の授業力の向上を図るため、市教育委員会による研究委嘱*や学校訪問等による指導・助言により校内研修を活性化するよう取り組んでいます。
- 子どもに何が身に付いたかを評価する学習評価を充実させ、最後の一人まで見届けることができる教員を育成しています。
- 教職員の心の健康は児童生徒の学びに大きな影響を与えることから、心の健康への適切な対応が必要となっています。

【施策の方向性】

- 本市の教育の充実と発展のため、東京理科大学久喜キャンパス跡地に新設される教育センターを、教職員の研修の拠点として整備します。
- 教職員の経験年数や専門性に応じた適切な研修を計画的に実施します。
- 研修の質を高め、教職員の指導力と使命感の向上を図ります。
- 「教職員評価システム」を活用し、教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。
- 教職員の健康管理に配慮し、悩みを抱える教職員に対する指導・支援を推進します。

【主な取組み】

1 教職員研修の充実

- (1) 教職員の資質や指導力の向上を図るため、埼玉県教育委員会と連携した研修や経験年数に応じた指導力向上研修、いじめ・不登校など今日的教育課題に適切に対応することができる力をはぐくむ研修、体罰の根絶等、教育公務員としての意識の高揚と言語力をはぐくむ研修等を充実します。
- (2) 教員のキャリアステージに応じた学びや成長を支え、学校の中核となる教職員を育成します。
- (3) 教育センターの設置にあわせて、教職員の年次研修、課題別研修、自主研修を積極的に支援します。

2 校内研修の活性化の指導・支援

- (1) 市教育委員会及び埼玉県教育局東部教育事務所による学校訪問を計画的に実施し、校内研修への指導・支援を行います。
- (2) 市教育委員会研究委嘱校に対し、計画的・継続的な学校訪問を通して、研究を充実するための指導・支援を行います。さらに、委嘱研究の発表会を通して、研究の成果を市内小・中学校に広め、市内各学校の教員の質の向上を図ります。

3 「教職員評価システム*」の活用

- (1) 教職員自ら課題解決に向けた目標と方策を明確にし、着実に実践するとともに、確実に成果を上げるよう「教職員評価システム」の制度を効果的に活用します。
- (2) 学校教育目標の実現に向けて、教職員一人ひとりの資質・能力の向上とともに、学校内のチームワークを高め、教育活動の充実を図ります。

4 教職員の健康管理・メンタルヘルスの推進

- (1) 教職員定期健康診断の実施と健康管理医による相談事業を充実させます。
- (2) 本市の学校教育が果たしてきた役割・使命を維持しながら、一人ひとりの教員の働き方や、学校・家庭・地域の役割等を見直し、多忙化解消に努めます。
- (3) 教職員メンタルヘルス研修会・こころの健康講座への参加を促進し、教職員の心の健康の保持増進に努めます。
- (4) 休暇の取得や福利厚生事業への積極的な参加の促進を図ります。



市教育委員会の学校訪問による校内教員研修

施策2 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

【現状と課題】

- ・ 現在、市内すべての小・中学校に学校運営協議会*が設置され、コミュニティ・スクール*として学校・家庭・地域が一体となって教育活動を展開しています。
- ・ 各小・中学校にPTAや学校応援団*、各小学校に放課後子ども教室*が組織され、子どもたちの教育活動を支援しています。
- ・ 子どもたちを取り巻く環境が変化し、様々な課題を抱える中、今後ますます学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てることが重要となります。学校運営協議会を核として、学校応援団やPTA活動の充実が求められています。

【施策の方向性】

- ・ 学校運営協議会を中心に、コミュニティ・スクールとして、地域とともにある学校づくりを推進します。学校と家庭・地域が、共通の目標を持ち、主体的に役割分担しながら教育の質的向上を目指します。
- ・ 地域の教育資源を活用し、特色ある学校づくりの推進を支援します。
- ・ 家庭や地域による学校支援の取組みを促進するため、小・中学校における学校応援団の活動の充実を支援します。

【主な取組み】

1 学校運営協議会の活動の充実

- (1) 学校や児童生徒の課題について、学校運営協議会で熟議・協働し、地域とともににある学校として地域住民が学校運営の改善に取り組み、教育活動を充実させます。
- (2) 学校運営協議会委員研修会を開催し、運営委員同士の交流や情報交換を行い、協議会の質と市内小・中学校の組織力の向上に努めます。

2 学校応援団の充実

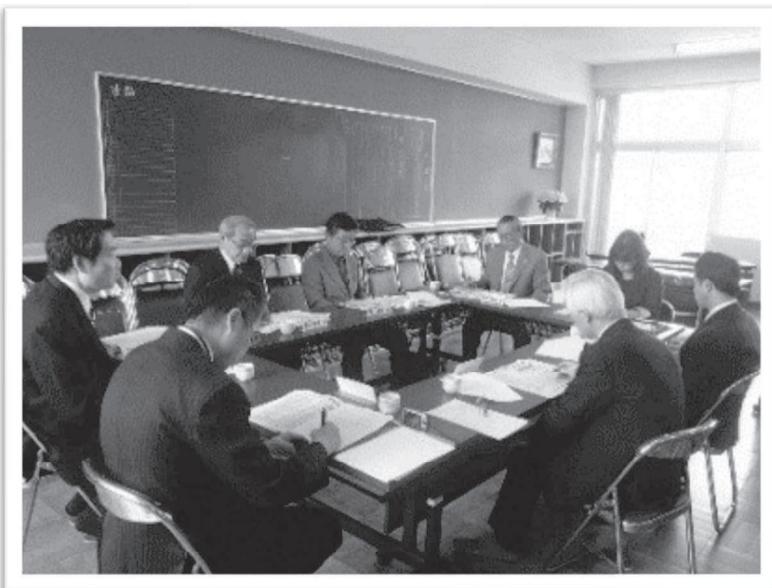
- (1)学校のボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に促すことにより、学校応援団の充実を図ります。
- (2)学校応援団のコーディネーター研修会を開催し、学校応援団の充実を支援します。

3 学校・家庭・地域の連携強化による学校マネジメントの推進

- (1)学校だより、ホームページ、土曜授業、オープン参観日*等により、学校の取組みを広く家庭・地域に公開します。
- (2)総合的な学習の時間や特別活動等の時間を通して、地域を学ぶ学習や地域の方に参加していただく学習を計画的・継続的に進めています。
- (3)学校応援団や放課後子ども教室等を通して、学校・家庭・地域が一体となった

児童生徒の育成を推進します。

- (4) 家庭・地域と学校が連携して、児童生徒の育成に取り組むため、PTA活動を支援します。



学校運営協議会の様子（コミュニティ・スクール）



学校応援団の様子（枝豆の収穫体験）

施策3 安全の確保

【現状と課題】

- ・ 市内小・中学校への不審者の侵入による被害を防ぐために、小学校安全監視員*の配置や防犯カメラを設置するとともに、下校時の児童生徒への安全対策として市職員による通学路巡回パトロールを実施しています。また、防災行政無線による帰宅を呼びかける放送を定時チャイム直後に実施し、児童生徒の安全確保に努めています。
- ・ 児童生徒の登下校時の安全確保、事故の要因となる環境の改善、万一事故が発生した場合の適切な応急手当や安全措置ができる体制の確立が重要です。また、児童生徒の安全確保のために、家庭や地域との連携が求められています。
- ・ 「久喜市放射性物質の除染等の対応方針*」等をもとに、引き続き、市内小・中学校等の放射線量の測定を行い、児童生徒の安全確保並びに保護者の放射能汚染に対する不安の解消を図ることが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 児童生徒の防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- ・ 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故後の放射能汚染の不安を解消するため、小・中学校等の放射線量の測定を実施します。

【主な取組み】

1 防犯対策の充実

- (1) 市内小学校への小学校安全監視員の配置や防犯カメラの設置により、校内での教育活動中の児童生徒を不審者の侵入等から守ります。
- (2) 市職員による下校時の通学路巡回パトロールや、防災行政無線による帰宅を促す放送を実施し、児童生徒の下校時・帰宅時における防犯に努めます。
- (3) 不審者等の情報については、市内小・中学校や庁内関係部署等に提供し情報の共有を図ります。

2 交通安全対策の充実

- (1) 定期的に通学路の安全点検を実施するとともに、関係機関との連携を図りながら、通学路の整備を推進します。
- (2) P T Aや、スクールガードリーダー*を中心とした学校応援団*等の協力を得て、登下校時の交通安全及び不審者からの安全確保に努めます。

3 施設・設備の安全対策の実施

- (1) 遊具等の施設・設備の安全確保のため、定期点検、臨時点検、日常点検を実施します。

4 小・中学校等放射線量測定の実施

(1)「久喜市放射性物質の除染等の対応方針*」等に基づいて、小・中学校、市立幼稚園における空中放射線量の定点測定及び局所的に放射線量が高いと予測される箇所の放射線量の測定、並びに関係課と連携しながら小学校の校庭の土壤中の放射線量の測定を実施します。

(2) プール水及びプールに堆積した汚泥の放射線量の測定を実施します。



防犯対策（小学校安全監視員）



防犯対策（防犯カメラ）

施策4 学校の適正規模・適正配置の推進

【現状と課題】

- 平成29（2017）年1月に「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針*」を策定しました。今後は、同基本方針に基づき、学校の適正規模・適正配置を進める必要があります。
- 少子化に伴う児童生徒数の減少による小・中学校の小規模化が進んでいます。学校の小規模化は、子どもたちの教育環境に様々な影響を及ぼし、教育活動や学校運営に課題が生じることが懸念されています。

【施策の方向性】

- 「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に示した基準に基づき、学校の小規模化に対応するため、学校統廃合等の検討を進めます。

【主な取組み】

1 学校の適正規模・適正配置の推進

- (1) 説明会等を開催することにより、保護者や地域住民の意向を把握し、相互理解を図りながら学校統廃合等の検討を進めます。
- (2) 久喜市立小・中学校学区等審議会*を開催し、学校統廃合等のあり方について審議します。

施策5 学校施設・設備の整備・充実

【現状と課題】

- ・ 安全で快適な教育環境を確保するため、校舎及び屋内運動場等の非構造部材*の耐震化、落下防止対策を進める必要があります。
- ・ 本市の学校施設は、建築後30年以上経過している建物が約8割を占めていることから、トイレなど老朽化している施設の計画的な改修を実施するとともにバリアフリー化を推進する必要があります。
- ・ 学校施設は、災害時の避難所としての指定を受けていることから、東日本大震災等を教訓に、関係部署との連携を図り、防災機能の向上に取り組む必要があります。
- ・ 教材・備品については、学習指導要領*の改訂に伴い、必要な教材の補填・拡充に努めています。今後も各学校のニーズに応じた教材を計画的に整備する必要があります。
- ・ 学校図書については、文部科学省が定めた「学校図書館図書標準*」の達成に向けて整備を進めており、充足率は平成28（2016）年度末で小学校126.1%、中学校130.5%となっています。しかし、文献的・資料的価値のない図書が残っている現状もあることから、今後も計画的に廃棄・購入を行い、学校図書館としての機能が発揮されるよう環境を整える必要があります。
- ・ 児童生徒の学習や教職員の事務処理効率化を図るために、学校ICT*や教育情報ネットワークをさらに活用する必要があります。
- ・ 社会におけるネットワーク上における諸問題をかんがみ、教職員並びに児童生徒の情報セキュリティ*に対する理解を深める必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 計画的な施設整備により、安全で快適な学校環境づくりを推進します。
- ・ 教育情報ネットワーク活用の充実や学校ICTの活用を促進します。
- ・ 教職員並びに児童生徒の情報セキュリティに対する理解を深めます。
- ・ 学校教材・備品の整備を推進します。
- ・ 学校図書館機能の充実を図ります。

【主な取組み】

1 学校施設の非構造部材の耐震化の推進

（1）校舎及び屋内運動場等の非構造部材の耐震化、落下防止対策を実施します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備考 |
|--------------------------------|----|-----------------------------|-----------------------------|----|
| 校舎及び屋内運動場等の非構造部材の落下防止対策をした施設数※ | 施設 | 3 | 37 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 学校施設の計画的な改修

- (1) 学校施設の老朽化に対応するため、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、計画的に改修等を実施するとともに、バリアフリー化を推進します。
- (2) 学校施設の避難所としての役割を発揮するため、関係部署との連携を図り、防災機能の強化に努めます。

3 学校ＩＣＴ*、教育情報ネットワークの活用

- (1) 校務用パソコンの教職員一人に付き1台配置を維持するとともに、さらなる活用を目指して、教育情報ネットワークの活用や情報セキュリティ*の研修を実施します。
- (2) 児童生徒の情報セキュリティに関する学習の工夫改善を図ります。

4 学校教材・備品の計画的な整備

- (1) 学校教材・備品の適正な管理及び廃棄を行い、また、学習活動の充実に向けた計画的な予算の執行を行うことで、各学校の現状に沿った教材・備品の整備を行います。

5 学校図書館の充実

- (1) 各学校における図書館担当教員を対象とした研修会等を実施し、その機能が發揮できるよう環境整備に努めます。
- (2) 文部科学省が設定した「学校図書館図書標準*」における充足率を達成するとともに、「久喜市学校図書館用図書の更新に関する指標*」に基づき、適正な蔵書管理に努めます。



教室のエアコン



学校施設の整備 (写真は学校プール)

施策6 学校給食の充実

【現状と課題】

- ・ 平成26（2014）年12月に「久喜市における学校給食基本方針^{*}」を策定しました。今後は、子どもたちに同じような環境のもとで学校給食を提供するため、運営方式の統一を図ります。
- ・ 学校における食育推進の生きた教材として、学校給食の意義が見直されています。学校給食が、成長期にある児童生徒の健康の保持・増進と体位向上を助け、また、家庭における望ましい食生活のモデルとなることが期待されています。
- ・ 児童生徒の心身の健全な発達に資するための栄養バランスの取れた、安全・安心な学校給食を提供するとともに、地産地消を推進するなど良質な食材の確保に努めています。
- ・ 学校給食衛生管理基準に基づいた、安全で安心な学校給食の実施が求められています。調理従事者への衛生管理指導の徹底、学校給食施設の整備と適正な管理が必要です。
- ・ 児童生徒に安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食食材の放射性物質検査を継続的に実施する必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 市内全小・中学校を提供校とする新たな学校給食センターを整備し、運営方式の統一を図ります。
- ・ 学校・家庭・地域が連携して食育を推進し、児童生徒の健全な食習慣や生活習慣の形成に取り組みます。
- ・ 関係機関との連携により、地元で生産された農産物の使用を推進します。
- ・ 給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図ります。
- ・ 学校給食の食材に対する放射性物質汚染の不安を解消するため、学校給食食材の放射性物質検査を実施します。

【主な取組み】

1 新たな学校給食センターの整備

(1) 「新学校給食センター整備基本計画^{*}」に基づき、安全・安心な学校給食を将来にわたって安定的に提供するため、東京理科大学久喜キャンパス跡地に新たな学校給食センターの整備を進めます。

2 安全・安心な学校給食の提供

(1) 安全でおいしい給食の提供、栄養管理、食材の安全確保等により、学校給食の充実を図るとともに、食物アレルギーへの対応に努めます。

(2) 季節の食材や行事食、郷土料理、伝統料理等を取り入れた給食を提供します。

3 食育の推進

- (1) 予定献立表や給食だよりの配布を通して、望ましい食生活の知識の普及・啓発に努めます。また、予定献立表を市のホームページに掲載するほか、当日の給食写真を市及び各学校のホームページに掲載し、学校給食に関する情報提供に努めます。
- (2) 学校給食を生きた教材として活用し、児童生徒の食に関する理解を深めるとともに、望ましい食習慣の形成を図ります。
- (3) 関係機関と連携し、学校給食における地産地消を積極的に推進します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備 考 |
|-----------------------|----|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| 地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合※ | % | 15.2 | 17.0 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

4 学校給食の衛生管理の徹底

- (1) 学校給食調理従事者等への衛生管理指導を徹底し、衛生意識の高揚を図ります。
- (2) 学校給食衛生管理基準に基づく給食施設の整備・点検及び食品の衛生検査を行うなど、衛生管理の徹底を図ります。

5 学校給食食材の放射性物質検査の実施

- (1) 学校給食のより一層の安全・安心を確保するために、給食に使用する食材等について、今後も引き続き放射性物質の検査を実施します。



学校給食の食事風景

施策1 PTA・児童生徒・教職員に対する人権教育の推進

【現状と課題】

- ・ 21世紀は、「人権の世紀*」と言われているにもかかわらず、現在においても同和問題をはじめ、女性や子ども、障がい者、高齢者、外国人等に対する様々な人権問題が発生しています。
- ・ 市では、幼稚園・小学校・中学校のPTA等を対象とした人権教育研修会を開催していますが、さらに、研修会の内容を充実させ、引き続き、人権意識の高揚に努めていく必要があります。
- ・ 児童生徒一人ひとりが人権に関する理解を深め、豊かな体験活動を通して、人権感覚を身に付けることが必要です。
- ・ 「差別の現実から学ぶ」を原点とした人権教育に関する教職員研修を実施しています。今後も、学校教育における人権教育の推進・充実を目指し、教職員の資質向上を図ることが重要です。

【施策の方向性】

- ・ 幼稚園・小学校・中学校のPTA等を対象とした人権教育研修会の開催や啓発冊子を作成、配布することにより、広く人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権意識の高揚に努めます。
- ・ 児童生徒の人権意識をはぐくむための人権教育の充実を図ります。
- ・ 教職員の人権意識の高揚を図るための研修等を行います。

【主な取組み】

1 PTA等への人権教育研修の開催

(1) PTA等の人権意識の高揚を図るため、人権教育研修会を開催します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備 考 |
|-----------------|----|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| PTA人権教育研修会の開催数※ | 回 | 4 | 4 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 児童生徒への人権教育の充実

(1) 児童生徒が、自分の人権を守り、他人の人権を守るために実践的な行動力を身に付けられるよう、人権感覚を高めるために、「人権感覚育成プログラム*」を活用し、体験活動や参加体験型学習を実施します。(再掲)

(2) 人権文集「えがお」*を作成し、市内小・中学校において積極的に活用します。

3 教職員への人権教育研修の開催

(1) 教職員の人権教育に関する豊かな人権意識の高揚を図るため、人権教育研修等を実施します。(再掲)



PTA人権教育研修会



教職員への人権教育研修（校長同和教育研修会）

施策2 家庭・地域における人権教育の推進

【現状と課題】

- 市では、毎年、人権教育の取組みをまとめた冊子「久喜市の社会人権教育」を発行しています。
- 市の広報紙のシリーズ「人権それは愛」に同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する情報を掲載し、人権意識の高揚に努めています。
- 教育集会所*は、老朽化が進んでおり、今後は計画的な改修等が必要な状況です。
- 教育集会所において、小学生から成人・高齢者までを対象とした各種教室・講座や交流事業を実施しています。

【施策の方向性】

- 市の広報紙に人権問題に関わる情報を掲載するとともに、啓発冊子の作成、発行により人権意識の高揚に努めます。
- 教育集会所の整備充実に努めるとともに、教育集会所事業の内容を充実させ、地域住民の人権意識の高揚、地域住民相互の交流を図ります。

【主な取組み】

1 人権教育事業の推進

- 人権啓発冊子「久喜市の社会人権教育」を発行し、人権教育の取組み結果を広く周知し、人権教育・啓発に努めます。
- 市の広報紙のシリーズ「人権それは愛」で人権問題に関わる情報を掲載し、人権意識の高揚に努めます。

2 教育集会所の整備充実

- 教育集会所は老朽化が進んでおり、必要に応じて改修します。また、野久喜集会所及び内下集会所の統合を視野に入れて検討し、計画的に整備します。

3 教育集会所事業の充実

- 教育集会所において、小学生から成人・高齢者までを対象とした各種教室・講座、交流事業を実施します。
- 教育集会所事業の内容を見直し、一層の充実を図ります。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備 考 |
|---------------|----|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| 野久喜集会所事業参加者数※ | 人 | 1,284 | 1,580 | |
| 内下集会所事業参加者数※ | 人 | 382 | 490 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

施策3 企業・事業者に対する人権教育の推進

【現状と課題】

- ・ 企業・事業者を主な対象とし、社会人権教育指導者養成講座を開催しています。また、人権啓発冊子、人権啓発品を活用し、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚、差別意識の解消に努めています。
- ・ 企業・事業者が、自ら所内で人権学習、人権啓発を実践し、雇用や待遇における差別を撤廃させていくために、企業・事業者に対して、人権教育講座への参加等を積極的に働きかけていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 企業・事業者を対象とした人権教育講座を開催し、また、啓発冊子、啓発品を活用することにより、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚、差別意識の解消を図ります。

【主な取組み】

1 人権教育講座の開催

- (1) 企業・事業者を主な対象とし、人権教育指導者の養成を図るため、人権教育講座を開催します。

2 人権教育指導者の養成

- (1) 人権教育講座において、人権教育指導者の養成を図るとともに、人権啓発冊子、人権啓発品を活用し、差別意識の解消に努めます。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備 考 |
|---------------------|----|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| 社会人権教育指導者養成講座の参加者数※ | 人 | 312 | 325 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

施策1 多彩な生涯学習機会の提供

【現状と課題】

- 生涯学習に対する市民のニーズは、高度化・多様化しており、これに対応した施策が求められています。また、市民が生涯学習活動の中で学んだ知識や技術を個人だけのものにすることなく、学んだ成果を生かす施策も必要です。
- 市では、出前講座*、生涯学習人材バンク*等の活用や、市民大学*・高齢者大学*の推進等、様々なニーズにあった学習機会を提供しています。しかし、これら学習機会の認知、また活用が十分ではないため、活用の拡大を図る必要があります。
- 保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育学級*及び子育て講座、家庭教育フォーラムを開催し、学習の機会や情報の共有、意見交換の場を提供しています。しかし、さらなる家庭教育の充実を図るため、事業内容の工夫・充実を図る必要があります。
- 東京理科大学及び久喜青年会議所と連携し、子ども大学くき*を実施しています。対象は小学校4年生から6年生とし、継続して実施していくよう、魅力ある講義内容を設定する必要があります。

【施策の方向性】

- 多様化する学習ニーズに対応できるよう、講座・教室等の充実を図ります。
- 生涯学習センターでは、生涯学習の中核を担う施設として、市民の学習や文化芸術活動を支援するとともに、幅広い事業展開や文化芸術・生涯学習の総合的な情報の収集・提供機能の充実を図ります。
- 学習情報の提供、指導者の育成や確保等、生涯学習を推進するための体制を整備します。
- 「久喜市生涯学習推進計画*（久喜市まなびすとプラン）」に則った生涯学習活動の推進を図ります。

【主な取組み】

- 生涯学習の機会の充実
 - ライフステージに応じた学習機会を充実させます。
 - 魅力ある講義内容の子ども大学くきを実施します。
 - 地域で子どもの体験活動を支援します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成 28 年度 (2016 年度) (現状値) | 平成 34 年度 (2022 年度) (目標値) | 備 考 |
|--------------------|----|--------------------------------|--------------------------------|-----|
| 生涯学習関連の講座・教室の参加者数※ | 人 | 14,452 | 14,600 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 市民大学*・高齢者大学*の充実

- (1) 市民大学の講座を市民ニーズにあった魅力ある内容に充実させます。
- (2) 市民大学の市内4地区で開催する公開講座を充実させます。
- (3) 高齢者大学の講座を市民ニーズにあった魅力ある内容に充実させます。
- (4) 高齢者大学生のクラブ活動やボランティア活動を促進します。

3 生涯学習情報の収集と提供

- (1) 生涯学習人材バンク*を充実させ、活用の促進を図ります。
- (2) 生涯学習情報紙*（まなびすと久喜）を充実させます。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成 28 年度 (2016 年度) (現状値) | 平成 34 年度 (2022 年度) (目標値) | 備 考 |
|-----------------|----|--------------------------------|--------------------------------|-----|
| 生涯学習人材バンクの登録者数※ | 人 | 221 | 225 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

4 生涯学習研修大会*や生涯学習推進大会*への支援

- (1) 生涯学習研修大会（まなびすとフォーラム）及び生涯学習推進大会（まなびすと久喜）を充実させます。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成 28 年度 (2016 年度) (現状値) | 平成 34 年度 (2022 年度) (目標値) | 備 考 |
|---------------------------|----|--------------------------------|--------------------------------|-----|
| 生涯学習研修大会（まなびすとフォーラム）の参加者数 | 人 | 201 | 210 | |
| 生涯学習推進大会（まなびすと久喜）の参加者数 | 人 | 約 2,800 | 5,000 | |

5 生涯学習活動団体の活性化の促進

- (1) 「久喜市生涯学習推進計画*」に則った生涯学習活動の推進を図ります。



生涯学習研修大会「まなびすとフォーラム」



生涯学習推進大会「まなびすと久喜」

施策2 保護者の交流機会の提供・支援

【現状と課題】

- 核家族化、少子化等により身近に相談する人が少なくなり、子育て中の保護者が悩みを抱えやすい傾向にあります。
- 保護者同士が安心して交流できるような環境を整えていく必要があります。

【施策の方向性】

- PTA活動が保護者同士の意見交換の場、親の学習の場ともなるよう、家庭教育学級*の開催を支援します。
- 子育て支援の講演会等を開催し、情報提供と交流の場の充実を図ります。

【主な取組み】

1 子育てについての意見交換の場の充実

- (1) PTA及び保護者会による家庭教育学級の開催を支援します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備考 |
|-------------|----|-----------------------------|-----------------------------|----|
| 家庭教育学級の参加数※ | 学級 | 30 | 40 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 各種講演会等の充実

- (1) 家庭教育における子育て講座及び家庭教育フォーラムを充実させます。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備考 |
|----------------------|----|-----------------------------|-----------------------------|----|
| 子育て講座「親の学習」の実施校（小学校） | 校 | 23 | 23 | |
| 家庭教育フォーラムの参加者数 | 人 | 41 | 140 | |

施策3 生涯学習環境の整備・充実

【現状と課題】

- 生涯学習施設については、建物や設備の老朽化が進んでいます。今後も、バリアフリー化や改修を行い、学習環境の改善を行う必要があります。
- 生涯学習施設として、現在、公共施設予約システムを利用して、「公民館・コミュニティセンター」、「スポーツ・レクリエーション・公園」、「産業」、「社会福祉・障がい者福祉」と4つのジャンルから施設が利用できるようになっています。
- 東京理科大学久喜キャンパス跡地に設置される生涯学習センターを生涯学習の中核を担う施設として整備し、市民の学習や文化芸術活動への支援や幅広い事業展開を図ります。

【施策の方向性】

- 生涯学習施設の建物や設備の改修等を計画的に進めます。
- 生涯学習施設の公共施設予約システムの利用を促進します。
- 生涯学習センターの整備・充実を図ります。

【主な取組み】

1 生涯学習施設の建物及び設備の整備・充実

- (1) 老朽化した施設の適切な維持管理や計画的な改修により、利用者の利便性や快適性・安全性を確保します。
- (2) 栗橋いきいき活動センターしづか館及び栗橋公民館との統廃合の方針に基づき、整備を計画的に推進します。

2 生涯学習施設の利用促進

- (1) 生涯学習施設における公共施設予約システムの利用者拡大に努めます。
- (2) 生涯学習情報紙*（まなびすと久喜）を利用し、生涯学習施設を紹介します。

3 生涯学習センターの整備・充実

- (1) 生涯学習センターを生涯学習の中核を担う施設として整備します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備考 |
|---------------|----|-----------------------------|-----------------------------|----|
| 生涯学習センター利用者数※ | 人 | — | 102,000 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

施策4 公民館活動の充実

【現状と課題】

- 市内に8館ある公民館では、各公民館運営委員*との連携を図り、市民や地域のニーズに応じた公民館活動を展開しています。さらに、多様化・高度化する市民のニーズや地域課題を踏まえた事業の推進が必要です。
- 市民の自主的な学習活動の支援及び活動の場の提供を進めていくうえで、市民の意向を踏まえ、利用しやすい運営に努めています。
- 利用者が、安全で快適な公民館活動が行えるよう老朽化した公民館の計画的な修繕や改修等が今後も求められています。
- 高齢者大学*や市民大学*の活動拠点が、中央公民館から新設が予定されている生涯学習センターに移行することにより、中央公民館の利用者の一部も移行する予定です。

【施策の方向性】

- 今日的課題や地域課題に対応した事業の展開や利用団体の日頃の学習成果を発表できる場の提供を推進します。
- 市民の意向を踏まえるとともに、公民館運営委員と連携を図り、各公民館の特色を生かした活動の充実に努めます。
- 安全で快適な環境で公民館活動が行えるよう老朽化した公民館の計画的な修繕・改修等を実施します。
- 栗橋公民館と栗橋いきいき活動センターしづか館の統廃合について、今後も計画的に進めます。

【主な取組み】

1 公民館事業の充実

- (1) 市民の主体的な学習活動を支援するため、様々な学習機会を提供します。
- (2) 公民館運営委員と連携を図り、市民参加による事業を企画するとともに、学校・家庭・地域と連携した公民館事業をさらに推進します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成 28 年度 (2016 年度) (現状値) | 平成 34 年度 (2022 年度) (目標値) | 備 考 |
|--------------|----|--------------------------------|--------------------------------|-----|
| 公民館事業数 | 事業 | 88 | 90 | |
| 市民企画事業数 | 事業 | 5 | 8 | |
| 公民館連絡協議会事業数 | 事業 | 2 | 3 | |
| 公民館利用者数※1、※2 | 人 | 387,090 | 381,000 | |

※1：久喜市総合振興計画と共に通の指標

※2：公民館利用者数の目標値は、高齢者大学及び市民大学の活動拠点が、中央公民館から新設が予定されている生涯学習センター（平成 31（2019）年 4 月供用開始予定）に移行されることを考慮し、第 1 期計画期間中で利用者数が最も多かった平成 27（2015）年度実績値から両大学の利用者数を減じた数値とした（下 3 衔四捨五入）

2 公民館運営の充実

- (1) 市民が安全で快適に利用できる学習環境の充実を図るため、計画的な修繕・改修等を進めます。
- (2) 生涯学習振興の中核施設の一つとして、市民の学習活動に対する情報提供や相談に努める等、市民が利用しやすい公民館運営の充実を図ります。

3 公民館の適正配置の検討

- (1) 関係課と調整を図りながら栗橋公民館と栗橋いきいき活動センターしづか館の統廃合を進める等、身近な学習施設として、地域教育活動の支援や活動拠点となるよう適正配置を検討します。



久喜市公民館連絡協議会主催事業（人権講座）

施策5 図書館サービスの充実

【現状と課題】

- ・図書館システムの改修や入替を行い、検索やインターネット予約等の利便性向上を図ることで、貸出点数及び予約点数が増加しました。
- ・館内でのおはなし会等の実施のほかに、学校や保育園等の訪問事業を実施し、子ども向け事業の拡充に努めていますが、子どもの読書離れが進む中、乳幼児向け事業を除き参加者が少ない状況となっています。
- ・図書館利用者アンケートでは、「新しい資料の充実」を望む意見が最も多く、次いで「開館時間の延長」となっています。
- ・図書館資料に対する市民ニーズは、今後も多様化し、レファレンス^{*}等においてICT^{*}を活用した高度な情報提供が求められています。
- ・施設・設備面での課題として、施設等の老朽化、資料保存スペースの確保等が挙げられます。また、運営面での課題としては、窓口業務の委託化や指定管理者制度^{*}の導入等が挙げられます。

【施策の方向性】

- ・「久喜市図書館サービス基本計画^{*}」に則った図書館サービスの推進を図ります。
- ・「久喜市子ども読書活動推進計画^{*}」に則った読書活動の推進を図ります。
- ・一人でも多くの子どもたちに、読書の楽しさや喜びを知ってもらうため、こども図書館の整備を進めます。
- ・市民の多種多様な学習情報のニーズに応え、市民の学習活動や、地域連携を支援する図書館として、質の高い図書館サービスの提供を図ります。

【主な取組み】

1 「久喜市図書館サービス基本計画」の推進

(1) 市民の学習活動・課題解決を支援するために、レファレンス、地域資料の収集・提供、職員研修等を通して、図書館サービスの充実を図ります。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備 考 |
|-----------------|----|-----------------------------|-----------------------------|----------|
| レファレンスに対する利用満足度 | % | 51.9 | 60.0 | 利用者アンケート |

(2) 児童生徒が自ら本に親しめるような読書環境や学習環境を整備するために、市内小・中学校との連携の強化に努めます。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成 28 年度 (2016 年度) (現状値) | 平成 34 年度 (2022 年度) (目標値) | 備 考 |
|-------------|----|--------------------------------|--------------------------------|-----|
| 学校への団体貸出冊数 | 冊 | 1,064 | 1,500 | |
| 学校訪問事業実施学校数 | 校 | 13 | 23 | |

- (3) 情報提供の高度化・迅速化に対応できるよう、ICT*を活用した図書館を目指します。
- (4) 市民ニーズへの的確な対応や利用の向上を図るために、他の公共図書館や関連施設、関係機関・関係団体とのネットワーク体制の整備、連携に努めます。
- (5) すべての市民にとって利用しやすい図書館となるために、障がい者や外国人など様々な利用者に対応したサービスの提供に努めます。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成 28 年度 (2016 年度) (現状値) | 平成 34 年度 (2022 年度) (目標値) | 備 考 |
|---------------|----|--------------------------------|--------------------------------|-----|
| 人口一人あたりの貸出冊数※ | 冊 | 4.94 | 5.43 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 「久喜市子ども読書活動推進計画*」の推進

- (1) 子どもが身边に読書に親しめるように、子どもの年齢や発達の段階に応じた図書資料の整備や事業を推進します。
- (2) 子どもの読書活動への市民の理解や関心を深めるために、啓発事業の充実に努めます。

3 こども図書館の整備

- (1) 東京理科大学久喜キャンパス跡地に、こども図書館を整備し、乳幼児期から読書に親しむことができる環境を提供します。

4 図書館施設の充実

- (1) 快適な利用者サービスが提供できるよう、老朽化した図書館施設・設備の改修工事を計画的に実施します。
- (2) 「久喜市公の施設管理運営検討委員会」の指定管理者制度*を導入すべき施設の方針に基づき、指定管理者制度の導入を検討します。
- (3) 身近で図書館サービスを受けられるよう、地域で行えるサービスを検討します。



図書館事業（ぬいぐるみの図書館おとまり会）



図書館事業（青空おはなし会）

施策6 市民大学・高齢者大学の充実

【現状と課題】

- 市民大学*は平成7（1995）年度から、高齢者大学*は昭和54（1979）年度から実施しており、平成28（2016）年度までの卒業生は、市民大学が467人、高齢者大学は4,038人となっています。
- 市民大学は、地域コミュニティづくりの担い手及び指導者・リーダーとなる人材の育成を目的としており、その卒業生は生涯学習推進部委員や、放課後子ども教室*等のボランティア活動者として活躍しています。高齢者大学は、実生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加による生きがいを高めることを目的としており、大学で知り合った同じ趣味を持つ仲間と卒業後も活動したり、ボランティア活動に参加したりしています。
- 市民大学、高齢者大学ともに、学生を確保するための広報のあり方や魅力ある講座の取組みが課題となっています。また、地区ごとに認知度が異なることから、市内4地区において公開講座の開催や大学の授業内容が参観できる「オープン高大」を開催する等、各大学の活動内容を知ってもらうためのPR活動を行う必要があります。
- 市民大学・高齢者大学の活動拠点を生涯学習センターに移行する予定です。

【施策の方向性】

- 市民大学では市内4地区での公開講座や企画講座の開催、生涯学習活動やボランティア活動を通して、地域コミュニティづくりの担い手及び指導者・リーダーとなる人材の育成を図ります。
- 高齢者大学では、趣味活動や社会参加による生きがいを高めるよう、講座内容等の検討やサークル活動等の充実を図ります。
- 市民大学・高齢者大学の卒業生に対し、市の附属機関の委員や生涯学習人材バンク*等の参加やボランティア活動等、卒業後も地域コミュニティづくりのリーダーとして活躍してもらうように努めます。

【主な取組み】

1 市民大学の充実

- 市民大学の講座を市民ニーズにあった魅力ある内容に充実させます。（再掲）
- 市民大学の市内4地区で開催する公開講座を充実させます。（再掲）

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備 考 |
|----------|----|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| 市民大学入学者数 | 人 | 12 | 40 | |
| 公開講座数 | 回 | 11 | 11 | |

2 高齢者大学*の充実

- (1) 高齢者大学の講座を市民ニーズにあった魅力ある内容に充実させます。(再掲)
- (2) 高齢者大学生のクラブ活動やボランティア活動を促進します。(再掲)

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成 28 年度 (2016 年度) (現状値) | 平成 34 年度 (2022 年度) (目標値) | 備 考 |
|-----------|----|--------------------------------|--------------------------------|-----|
| 高齢者大学入学者数 | 人 | 67 | 100 | |



市民大学講座（スポーツレクでリフレッシュ）



高齢者大学現地研修（川越・喜多院の歴史を学ぶ）

施策7 放課後子ども教室の推進

【現状と課題】

- ・ 久喜市放課後子ども教室*は、市内全23小学校で実施しています。児童の参加者数は3,060人で、その参加率は42%となっています(平成28(2016)年度末現在)。また、豊かな体験活動・交流活動は、多くのサポーターの協力により、支えられています。
- ・ 子どもたちが、放課後・土曜日の安全で楽しい体験活動・交流活動の場を通して、人と関わる力をより一層身に付ける必要があります。
- ・ 放課後子ども総合プラン*の推進にあたっては、放課後子ども教室と学校関係者、放課後児童クラブとの間で緊密な情報交換・情報共有を図る等、事業の円滑な運営ができるよう、連携を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 子どもたちの安全・安心な活動拠点として、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会の提供を図ります。
- ・ 学校・家庭・地域の連携をもとに、放課後子ども教室の活動の充実を図ります。
- ・ 放課後児童クラブとともにすべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後子ども総合プランを推進します。

【主な取組み】

1 放課後子ども教室の推進

- (1) 学習やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動の充実を図ります。
- (2) 地域の方々の協力を得て、運営・活動の指導者・サポーターを確保します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備 考 |
|---------|----|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| 講座数 | 講座 | 392 | 400 | |
| サポーターの数 | 人 | 2,011 | 2,200 | |

2 放課後子ども総合プランの推進

- (1) 放課後児童クラブと連携し、学校施設を活用した放課後子ども総合プランの実施に向けて取り組みます。

施策1 文化芸術団体の育成・支援**【現状と課題】**

- 市内の各地区に文化団体連合会*等が組織され、それぞれが個々に文化芸術活動を行っており、文化芸術団体の育成・支援のため各団体に補助金を交付しています。
- 各地区の文化団体連合会等について、現状の運営、活動を尊重しつつも、組織を統合することが課題となっています。

【施策の方向性】

- 文化芸術団体の自主的な活動に対して支援・育成を行います。
- 文化団体連合会等の統合に向けて、関係団体への情報提供等の支援を行います。

【主な取組み】

- 1 文化芸術団体の活動支援及び育成
 - (1) 文化芸術団体の企画運営事業を支援します。
 - (2) 国、埼玉県及び関係機関からの文化芸術に関する情報提供を推進します。
 - (3) 文化芸術団体の交流、連携を促進するとともに、団体の実情に合わせた育成・支援に努めます。
- 2 文化団体連合会等の統合に向けた協力・支援
 - (1) 各地区文化団体連合会等の交流及び連携を促進します。
 - (2) 統合に向けた情報提供と統合準備会の運営を支援します。

施策2 文化芸術活動等の充実

【現状と課題】

- ・ 文化芸術の発表及び鑑賞の機会を提供することを目的に、文化祭事業及び文化振興事業を企画・実施するとともに、文化芸術団体の活動を支援するため、個々の文化団体が実施する事業を後援しています。
- ・ 文化芸術には楽しさや感動、精神的な安らぎを感じさせ、人生を豊かにする働きがあります。そのため、良質な文化芸術事業の提供が課題となっています。

【施策の方向性】

- ・ 文化芸術鑑賞、発表の機会を充実させるため、文化振興につながる様々な文化事業を実施します。
- ・ 多様な文化芸術に触れることができる機会の充実を図ります。

【主な取組み】

- 1 文化芸術活動の成果発表及び鑑賞する機会の充実
 - (1)文化芸術団体等の活動の成果発表及び市民への鑑賞の機会を提供する場として、久喜市美術展*（絵画・彫刻・工芸、書、写真の3部制）を開催します。
 - (2)文化芸術団体の表現芸術の成果発表とあわせて市民への鑑賞の機会を提供するため、市民芸術祭*を開催します。
 - (3)市内中学校、高等学校の吹奏楽部及び社会人吹奏楽団を主とする団体の活動の成果発表の機会を提供するとともに、市民に良質な音楽鑑賞の機会を提供するため、吹奏楽フェスティバル*を開催します。
 - (4)音楽文化の創造、発信、交流に取り組むとともに、市民が音楽の豊かさ楽しさに触れながら、あわせて、久喜市の魅力を発信する「音楽の街・久喜市」を目指して、街かどコンサート*を開催します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備 考 |
|-----------------|----|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| 久喜市美術展出品者数※ | 人 | 379 | 450 | |
| 久喜市美術展入場者数※ | 人 | 2,135 | 2,800 | |
| 市民芸術祭入場者数※ | 人 | 911 | 800 | |
| 吹奏楽フェスティバル入場者数※ | 人 | 1,968 | 2,100 | |
| 街かどコンサートの実施回数※ | 回 | 7 | 8 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 市民ギャラリーの設置

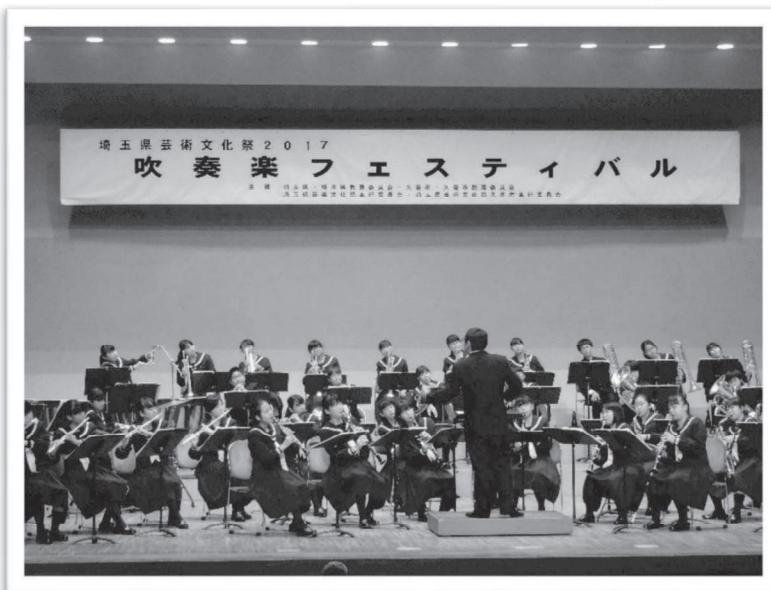
(1) 市民ギャラリーを東京理科大学久喜キャンパス跡地に設置し、文化芸術鑑賞の機会と団体及び個人の成果を発表する場を提供し、活動意欲の向上を図ります。

3 文化芸術活動の情報提供

(1) 市民が文化芸術活動を行うために必要な情報を積極的に収集し提供します。
(2) 文化芸術活動に関連する、国・埼玉県及び関係機関からの情報を収集し、市民や文化芸術団体に情報提供を行います。



久喜市美術展



吹奏楽フェスティバル（埼玉県芸術文化祭）

施策3 地域文化資源の発掘

【現状と課題】

- ・ 市内には、国・埼玉県・市指定文化財が97件（平成28（2016）年度末現在）存在し、埋蔵文化財包蔵地も120箇所以上あるなど、貴重な文化財を数多く有しています。
- ・ 市内の歴史的な地域文化資源や本市にゆかりのある人物についての調査を行い、同調査で得られた貴重な成果を公表することで、潜在している魅力の新たな発見へと繋げていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 調査で得られた貴重な成果は刊行物として発行して、市民や市外の関係者等も利用できるようにします。
- ・ インターネットの普及に伴い、これらの刊行物を市のホームページでも利用できるようにします。

【主な取組み】

1 調査報告書の刊行

- (1) 様々な調査で得られた成果は、報告書として刊行し、市民が利用できるようにします。
- (2) 著作権や所有権等の権利関係が処理できた刊行物については、市のホームページでも利用できるようにします。

2 歴史的な地域文化資源の情報の発信

- (1) 歴史的な地域文化資源に係る冊子やリーフレット等を編集して、刊行します。

3 市史編さんの検討

- (1) 保有している多種多様な情報を整理しながら、市史編さん事業の検討を行います。

施策4 文化財の保存・継承

【現状と課題】

- 市内にある97件の国・埼玉県・市指定文化財と、120箇所以上ある埋蔵文化財包蔵地を、未来へと大切に保存していくための取組みを行っています。
- 指定文化財のうち無形のものを未来へと大切に継承していくため、後継者育成・伝承活動に対する支援を行っています。
- 本市の歴史や文化の正しい理解のために欠かすことのできない指定文化財を、法や条例の規定に基づき、今後も適切に保存していく必要があります。
- 指定無形民俗文化財等については、今後も次世代に確実に継承できるようにするため、後継者育成・伝承活動に対して継続的に支援をしていく必要があります。

【施策の方向性】

- 所有者や保存会等と協力しながら、指定文化財の保護や後継者育成・伝承活動に取り組みます。
- 違法な開発によって貴重な埋蔵文化財が消滅することのないように、関係機関と連携して埋蔵文化財包蔵地の保存に取り組みます。

【主な取組み】

1 指定文化財の保護活動への支援

- (1) 所有者が行う指定文化財の保護活動への支援を行います。

2 埋蔵文化財包蔵地の適切な保存

- (1) 埋蔵文化財包蔵地を適切に保存していくため、法の規定に基づく手続きを適正に行っていきます。

3 指定無形民俗文化財の後継者育成・伝承活動への支援

- (1) 国指定重要無形民俗文化財「鷺宮催馬楽神楽(わしのみやさいばらかぐら)*」をはじめとする各保存会等が行う後継者育成・伝承活動等への支援を行います。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備 考 |
|---------------------|----|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 郷土伝統芸能後継者育成活動の実施回数※ | 回 | 377 | 380 | 各地区に伝承されている神楽や獅子舞・囃子(はやし)等の保存会の後継者育成活動 |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

施策5 文化財の活用

【現状と課題】

- 市内にある97件の国・埼玉県・市指定文化財について、市の広報紙やホームページ等を活用して、積極的に情報を発信しています。
- 指定文化財についての積極的な情報発信を行い、郷土に対する愛着心を醸成できるように活用していく必要があります。

【施策の方向性】

- 市民自らが郷土の歴史や文化を再発見・再認識できるようにするため、絶えず指定文化財に関する情報を発信していきます。
- 郷土に対する愛着心を醸成するため、市内の誇るべき文化財についての講座を開催します。

【主な取組み】

1 指定文化財に関する情報の発信

- (1) 情報の発信は、市の広報紙やホームページ等のほか、講座等も開催して積極的に行います。
- (2) 市指定文化財「吉田家水塚（よしだけみつか）*」を公開します。

2 指定文化財の説明板の整備

- (1) 指定文化財のある現地を訪れた人のために、当該指定文化財の説明板を継続的に整備します。

3 「歴史文化基本構想*」策定の検討

- (1) 文化財を生かした地域づくりに資するため、国が推進している「歴史文化基本構想」の策定を検討します。



文化財講座（埼玉県埋蔵文化財調査事業団の見学）

施策6 郷土資料館の充実

【現状と課題】

- 歴史的な地域文化資源を受贈・受託し、展示等に活用しています。
- 市の歴史を紹介する講座の開催、団体見学の受入れ、講師の派遣、学芸員等によるレファレンス*の実施等により、生涯学習や学校教育の学びの場として機能しています。
- 学芸員等による所蔵資料の調査・研究を継続して行い、所蔵資料の新たな活用や館運営の新たな方法へと繋げていく必要があります。
- 生涯学習や学校教育との連携強化を図るため、今後も館が行うべき取組みについて絶えず検討していく必要があります。

【施策の方向性】

- 所蔵資料を活用するために、展示や講座等での利用だけにとどまらず、所蔵資料の情報を積極的に市民に発信します。
- 市民の学びの場として人が集う館運営を念頭に、生涯学習や学校教育を積極的に支援します。

【主な取組み】

1 展示の実施等による所蔵資料の活用

- (1) 所蔵資料の調査や研究を継続的に行い、特別展や収蔵品展の開催等により所蔵資料の活用を推進します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備考 |
|-------------|----|-----------------------------|-----------------------------|----|
| 郷土資料館の入館者数※ | 人 | 7,766 | 7,900 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

- (2) 青葉小学校内の民俗資料展示室*を公開、活用します。

- (3) 久喜市立郷土資料館により「笛の音（ふえのね）」を発行して、所蔵資料のなかから魅力あるものを取り上げて詳しく紹介します。また、所蔵資料の目録整備を進め、レファレンスサービスに活用していきます。

2 市の歴史を紹介する講座の開催等

- (1) 市の歴史を紹介する講座の開催、団体見学の受入れ、講師の派遣、学芸員等のレファレンスの実施等により、今後も市民の生涯学習や学校教育を積極的に支援します。

基本目標7 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実

施策1 スポーツ・レクリエーション施設の充実

【現状と課題】

- ・ 総合運動公園、体育センター、プール等の社会体育施設や学校体育施設の各種スポーツ施設において、多くの人がスポーツ・レクリエーションに親しんでいます。
- ・ 社会体育施設等の各種スポーツ施設については、老朽化が進んでおり、計画的な修繕、改修が必要です。
- ・ 社会体育施設の管理運営に指定管理者制度*を導入し、民間事業者の能力やノウハウを活用した施設管理を行っています。

【施策の方向性】

- ・ 市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ場として、社会体育施設や学校体育施設の充実を図ります。
- ・ 民間事業者の能力やノウハウを活用し、利用者の満足度の向上と管理経費の節減を図ります。

【主な取組み】

1 社会体育施設の充実

- (1) 計画的な修繕、改修を行い、快適な利用環境を整備します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備考 |
|-------------|----|-----------------------------|-----------------------------|----|
| 社会体育施設利用者数※ | 人 | 277,422 | 281,000 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 学校体育施設の利用の促進

- (1) 学校と連携して学校体育施設を開放し市民の利用を促進します。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備考 |
|-------------|----|-----------------------------|-----------------------------|----|
| 学校体育施設利用者数※ | 人 | 215,514 | 216,000 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

施策2 スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実

【現状と課題】

- 市民のスポーツ・レクリエーション活動へのニーズは増大、多様化する傾向にあります。久喜市スポーツ推進計画^{*}に基づき、生涯にわたって誰もが、体力、年齢や適性に応じ、あらゆる機会とあらゆる場所においてスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりが一層求められています。
- 市民の健康づくりや体力の向上に資するため、各種の大会、教室等を開催しています。また、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の拠点としての機能を有する総合型地域スポーツクラブ^{*}においても、活発な活動が行われています。
- できるだけ多くの市民が参加できるイベント等を開催していくため、市民ニーズを的確に把握するとともに、イベント等の情報を積極的に周知する必要があります。

【施策の方向性】

- 全ての市民が、ライフステージに応じ、あらゆる機会とあらゆる場所、多様な関わりを通して、スポーツ・レクリエーションに親しむことのできる活動の場、参加機会の充実を図ります。
- 多くの市民がスポーツ・レクリエーション大会・教室等へ参加するきっかけとなる情報の提供・周知を図ります。
- スポーツ・レクリエーション活動の普及のため、地域における指導者の育成を推進します。

【主な取組み】

1 スポーツ・レクリエーション大会・教室等の充実

- (1) スポーツ・レクリエーション大会・教室等を開催し内容の充実を図ります。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備考 |
|--------------------------|----|-----------------------------|-----------------------------|----|
| スポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数※ | 人 | 19,712 | 19,800 | |

※：久喜市総合振興計画と共に通の指標

2 スポーツ・レクリエーションに関する情報収集と広報活動の充実

- (1) イベント終了後にアンケート調査を実施する等、的確な市民ニーズの把握に努めます。
- (2) 市の広報紙やホームページ等を通して、大会、教室等の積極的な情報提供を行います。

3 地域における指導者の資質の向上

- (1) スポーツ推進委員*への研修機会の充実を図ります。
- (2) 地域の指導者に研修等の情報提供を行います。



久喜市綱引大会



くき健康ウォーク

施策3 スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流の促進

【現状と課題】

- ・ 久喜マラソン大会や地区体育祭等のスポーツ・レクリエーション大会を実施していますが、今後多くの人が参加できるスポーツ・レクリエーション大会の開催等が求められています。
- ・ スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民相互の交流を促進するため、久喜マラソン大会や地区体育祭の充実を図る必要があります。
- ・ 久喜マラソン大会や地区体育祭は、市民がスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の役割を担っています。引き続き、多くの市民が参加できるよう周知を図るとともに、内容等についても、関係団体とより一層の連携を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 久喜マラソン大会の充実を図ります。
- ・ 地区体育祭等のスポーツ・レクリエーションの大会・イベント等の充実を図ります。
- ・ 各スポーツ・レクリエーション団体、関係機関等と連携し、多くの市民が参加できるスポーツ・レクリエーションの大会・イベント等を開催し、スポーツによる交流を推進します。

【主な取組み】

1 久喜マラソン大会の開催

- (1) 久喜マラソン大会の内容等の充実を図ります。

2 地区体育祭の開催

- (1) 地区体育祭の内容等の充実を図ります。

3 多くの市民が参加できるスポーツ大会等の開催

- (1) 多くの市民が参加できる、くき健康ウォークをはじめとするスポーツ・レクリエーションの大会・イベント等を開催します。



よろこびのまち久喜マラソン大会



地区体育祭

施策4 スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援

【現状と課題】

- 本市では、体育協会、スポーツ少年団やレクリエーション協会等が組織されており、スポーツ・レクリエーション活動が活発に行われています。また、地域住民が主体的に運営する、総合型地域スポーツクラブ*の活動も行われています。
- 各種団体の活動は、新たにスポーツ・レクリエーション活動を始める市民のきっかけ作りや受け皿として期待されています。
- 地域におけるスポーツ振興の拠点としての機能を有する総合型地域スポーツクラブの育成が求められています。

【施策の方向性】

- スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図ります。
- 地域住民が主体的に運営する、総合型地域スポーツクラブの創設を支援します。

【主な取組み】

1 スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援

(1) 各団体に情報提供を行うとともに、団体活動への支援を行います。

2 総合型地域スポーツクラブの創設支援

(1) クラブ創設に意欲的な団体に対し、アドバイスや情報提供を行います。

■数値目標

| 指標の内容 | 単位 | 平成28年度 (2016年度) (現状値) | 平成34年度 (2022年度) (目標値) | 備 考 |
|---------------|-----|-----------------------------|-----------------------------|-----|
| 総合型地域スポーツクラブ数 | クラブ | 1 | 2 | |